

「群馬県林業現場作業の災害・事故多発警報」の発令について

令和7年2月5日に発生した林業現場での死亡事故により、伐木・造材作業時の転倒や骨折等による休業を伴う労働災害が4月から累計人数10人以上となり、極めて憂慮すべき事態となっています。

この事態を受け、県では「群馬県林業現場作業の災害・事故多発警報発令基準」に基づき「群馬県林業現場作業の災害・事故多発警報(令和7年2月21日から令和7年5月20日まで)」を発令しました。

県では、発令期間中、関係機関と連携し緊急指導や現場安全パトロール等を実施するほか、事業主に対して、自主安全パトロールや一斉自主点検の実施等を要請します。

関係者の皆様においては、下記事項を踏まえ、林業現場における安全対策等を徹底して頂きますようお願いいたします。

記

1 林業現場作業における安全対策及び災害・事故防止対策

(1) 県の取組事項

- ア 県発注事業における請負事業者に対し、労働安全衛生法令（ガイドラインを含む）の遵守に関する安全指導を実施する。
 - ※「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」
 - ※「かかり木処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」
 - ※「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」
- イ 事業主及び労働者に対し「群馬県林業現場作業の災害・事故多発警報」の周知徹底を図る。
- ウ 関係機関と連携した現場安全パトロールを実施する。

(2) 事業主の取組事項

- ア 事業主が経営トップとしてリーダーシップを発揮し、事業場毎の自主安全パトロールと一斉自主点検を実施する。
- イ 労働安全衛生関係法令（ガイドラインを含む）を遵守する。
- ウ 「群馬県林業現場作業の災害・事故多発警報」について事業場に掲示し、労働者に周知徹底するとともに、事業主として着実な「安全対策及び災害・事故防止対策」の取組を実践する。

(3) 労働者の取組事項

- ア 労働者は、事業主が講じる必要な措置を遵守する責務を自覚するとともに、労働安全衛生法令（ガイドラインを含む）を遵守し、規定事項を着実に実践する。
- イ 労働者は、事業主が実施する「林業現場作業における安全対策及び災害・事故防止対策」に対し、積極的に協力・実践する。

2 重点取組課題

- (1) 伐木作業における安全な作業手順（伐倒の基本・立入禁止区域厳守）の遵守。
※「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」
- (2) 適切なかかり木処理の徹底。
※「かかり木処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」
- (3) 林業現場作業での複数の労働者が作業を行う場合、作業計画の策定、適正な山割（上下作業の禁止）、合図等の措置の徹底。
- (4) 斜面での移動や作業時における墜落・転倒防止措置の徹底。
- (5) 「リスクアセスメント」の着実な実施。
- (6) ツールボックスミーティング（TBM）や危険予知活動（KYK）の着実な実施。
- (7) 非定常作業における作業前の安全衛生教育の徹底。

3 参考

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
警報対象		2	2	1		1	2	1			1		10
事後聞知	1	2		1	1	2	1	2					10
うち死亡事故											1		1

※上記集計は群馬県独自集計（事業主や個人、高性能林業機械の事故・災害も含む）であり、群馬労働局の集計値とは異なる。

※上記集計表「事後聞知」は外数。